

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十二号

広島県税条例の一部を改正する条例

第一条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告手続） 第二百一十一条の四 法第十一条の十第二項の規定により種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより申告書を知事に提出しなればならない。</p> <p>附 則</p> <p>第六条の四の二（略） 一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>二（略） 三 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十六項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「百分の一」</p>	<p>（種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告手続） 第二百一十一条の四 法第十一条の九第二項の規定により種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより申告書を知事に提出しなればならない。</p> <p>附 則</p> <p>第六条の四の二（略） 一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十九項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>二（略） 三 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十四項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「百分の一」</p>

とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)
 第六条の四の三 (略)

附則第六 条の四第 二第一項 第一号	租税特別措 置法第四十 一条第二項 から第五項 まで若しく は第十項か ら第二十一 項まで若し くは第四十 一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
(略)	(略)	(略)
2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の第二項から第五項まで若しくは第七項から第十一項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、前条第三項の規定は適用しない。	(略)	(略)
附則第六 条の四第 一項第一 号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六号)	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六号)

とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)
 第六条の四の三 (略)

附則第六 条の四第 二第一項 第一号	租税特別措 置法第四十 一条第二項 から第五項 まで若しく は第十項か ら第十九項 まで若しく は第四十一 条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十九項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
(略)	(略)	(略)
2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の第二項から第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、前条第三項の規定は適用しない。	(略)	(略)
附則第六 条の四第 一項第一 号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六号)	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六号)

<p>附則第六 条の四の 二第一項 第一号</p>	<p>(略)</p> <p>又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで</p>	<p>(略)</p> <p>、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで</p>	<p>(略)</p>	<p>これらの規定</p>	<p>(略)</p> <p>租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第十項までの規定</p>	<p>条第一項から第三項まで</p>	<p>災害等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第十項まで</p>
---------------------------------------	---	--	------------	---------------	---	--------------------	---

<p>附則第六 条の四の 二第一項 第一号</p>	<p>(略)</p> <p>又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで</p>	<p>(略)</p> <p>、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第四項まで若しくは第六項から第十項まで</p>	<p>(略)</p>	<p>これらの規定</p>	<p>(略)</p> <p>租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第九項までの規定</p>	<p>条第一項から第三項まで</p>	<p>災害等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第九項まで</p>
---------------------------------------	---	---	------------	---------------	---	--------------------	---

<p>3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)</p> <p>第十一条の二の三の二 附則第五条第一項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に取得(同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、地方税法施行規則附則第二十二条の二第一項の規定による市町村長の承認を受けたとき(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。)は、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を取得期間とみなして、附則第五条の規定を適用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)</p> <p>第十一条の二の三の二 附則第五条第一項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に取得(同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、地方税法施行規則附則第二十二条の二第一項の規定による市町村長の承認を受けたとき(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。)は、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を取得期間とみなして、附則第五条の規定を適用する。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第四十九条 医療法人又は医療施設(令第二十一条の八に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので令第十九条に規定するものを除く。)は、法第七十二条の二十三第二項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分を他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽油引取税のみなす課税)</p> <p>第二百五条 (略)</p> <p>3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしよう</p>	<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第四十九条 医療法人又は医療施設(令第二十一条の七に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので令第十九条に規定するものを除く。)は、法第七十二条の二十三第二項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分を他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽油引取税のみなす課税)</p> <p>第二百五条 (略)</p> <p>3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしよう</p>

とする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した令第四十三條の四第一項（令附則第十條の二の第二十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。

4 (略)

（軽油引取税に係る免税の手続）
第一百十二條の三 (略)

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七條に規定する用途に該当しないときその他令第四十三條の十五第十五項（令附則第十條の二の第二九項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3—5 (略)

第一百十二條の四 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した令第四十三條の十五第九項（令附則第十條の二の第二九項において準用する場合を含む。）の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他令第四十三條の十五第十六項（令附則第十條の二の第二九項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5—8 (略)

附則

第十一條の二の十の二 (略)

（事業税の納税義務者等の特例）

第十一條の二の十一 第四十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの（前事業年度の事業税につ

とする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した令第四十三條の四第一項（令附則第十條の二の第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。

4 (略)

（軽油引取税に係る免税の手続）
第一百十二條の三 (略)

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七條に規定する用途に該当しないときその他令第四十三條の十五第十五項（令附則第十條の二の第二八項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3—5 (略)

第一百十二條の四 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した令第四十三條の十五第九項（令附則第十條の二の第二八項において準用する場合を含む。）の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他令第四十三條の十五第十六項（令附則第十條の二の第二八項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5—8 (略)

附則

第十一條の二の十の二 (略)

いてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第六条で定める金額をいう。）が十億円を超えるものを除く。）とする。

第十一条の二の十二（略）

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十六条（略）

- 一 船舶（令附則第十条の二の二第一項に規定するものを除く。）の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- 二 自衛隊又は第五十五条第四項に規定するオーストラリア軍隊（第六項において「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二第二項各号に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして令附則第十条の二の二第三項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
- 三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他令附則第十条の二の二第四項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同条第五項に規定するもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り
- 四 農業又は林業を営む者その他令附則第十条の二の二第六項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第七項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り
- 五 木材加工業その他の令附則第十条の二の二第八項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取り

2-4（略）

- 5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第二項各号に掲げるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第五十五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6・7（略）

第十一条の二の十一（略）

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十六条（略）

- 一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- 二 自衛隊又は第五十五条第四項に規定するオーストラリア軍隊（第六項において「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二第一項各号に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして令附則第十条の二の二第二項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
- 三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他令附則第十条の二の二第三項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同条第四項に規定するもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り
- 四 農業又は林業を営む者その他令附則第十条の二の二第五項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第六項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り
- 五 木材加工業その他の令附則第十条の二の二第七項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取り

2-4（略）

- 5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第一項各号に掲げるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第五十五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6・7（略）

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)(以下ロにおいて「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。) 所得割額</p> <p>(1) 特定法人(払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令第十条の二で定める金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。))が五十億円を超える法人(ロに掲げる法人を除く。))及び保険業法に規定する相互会社(これに準ずるものとして令第十条の三に規定するものを含む。)をいう。以下(1)及び(2)において同じ。))との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下(1)及び(2)において同じ。))がある法人のうち払込資本の額(令和六年三月三十日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。))がある場合その他令第十条の四第一項で定める場合)において、当該法人が剰余金の配当(</p>	<p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p>

払込資本の額のうち令第十条の五で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものと同当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(令和六年三月三十日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。)と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものと同当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他令第十条の四第二項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超えるもの(1)に掲げる法人を除く。)

二一四 (略)
2-4 (略)

附則

(事業税の納税義務者等の特例)
第十一条の二の十一 第四十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第五條の七で定める金額をいう。)が十億円を超えるものを除く。)」とする。

附則

二一四 (略)
2-4 (略)

附則

(事業税の納税義務者等の特例)
第十一条の二の十一 第四十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第六條で定める金額をいう。)が十億円を超えるものを除く。)」とする。

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、附則第二条及び附則第四条の規定 令和七年四月一日
- 二 第三条及び附則第三条の規定 令和八年四月一日

(事業税に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の広島県税条例(次項及び附則第四条において「七年新条例」という。)附則第十一条の二の十一の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 令和七年四月一日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)の事業税(令和六年三月三十日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第二条の規定による改正前の広島県税条例第四十七条第一号イに掲げる法人に該当したものであって、同日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、令和六年三月三十日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る七年新条例附則第十一条の二の十一の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)附則第七条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第三条 第三条の規定による改正後の広島県税条例(次項において「八年新条例」という。)第四十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 八年新条例第四十七条第一項第一号ロ(八年新条例附則第十一条の二の十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものを行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)第三条の規定による改正後の地方税法(以下「八年新法」という。)第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二

十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 七年新条例附則第十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年四月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。